

岐阜県公報

第 五 十 九 号

令和元年十一月二十六日

(火曜日)

目 次

規 則

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則

(薬務水道課) 三七六^ハ

告 示

令和元年第五回岐阜県議会定例会の招集

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(財 政 課) 三七七
(地域福祉課) 三七七

医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

(同) 三七七

指定医療機関の廃止の届出

(同) 三七八

指定医療機関の休止の届出

(同) 三七八

指定訪問看護事業者等の所在地の変更の届出

(同) 三七八

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(同) 三七九

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 三七九

道路の区域変更

(道路維持課) 三七九

道路の供用開始

(同) 三八一

公 示

落札者等に関する公示

(管 財 課) 三八一

公共測量の実施

(用 地 課) 三八二

市街地再開発組合の定款変更認可

(都市整備課) 三八二

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 三八二

落札者等に関する公示

(郡上土木事務所) 三八三

正 誤

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する規則中訂正

(建築指導課) 三八四

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) ときは翌日

令和元年十一月二十六日

規 則

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十八号

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則

麻薬中毒者入院費用徴収規則（昭和三十九年岐阜県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

<p>措置入院者及び扶養義務者等について入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）（以下「所得割」といふ。）の額を合算した額（年額）</p>	<p>費 用 徴 収 月 額</p>
<p>五十六万四千元以下</p>	<p>零円</p>
<p>五十六万四千元超</p>	<p>二万円（措置入院に要した費用の額から他の法律により給付を受ける額（法第五十八条の十七第二項において準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）第三十条の二に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が二万</p>

備考

円に満たない場合は、その額

- 一 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。
 - イ 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」といふ。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」といふ。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - ロ 措置入院者又は扶養義務者等が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
 - ハ 措置入院者又は扶養義務者等が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次の(1)又は(2)に定めるとおりとする。
 - (1) 地方税法第二百九十五条第一項（第二号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。
 - (2) (1)に該当しない者である場合は、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するもの

とする。

二月の中途において入院し、又は退院する者の当月分の費用徴収額は、日割計算をするものとし、この表中「二万円」とあるのは、「二万円をその月の実日数で除して得た額に措置入院の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、一月未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百零二条第二項の規定により、令和元年十二月三日に令和元年第五回岐阜県議会定例会を岐阜県議会議事堂に招集する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はしもと内科 ・内分泌クリニック	大垣市築捨町二丁目九四番地	令和元・一〇・一
みみはななど大垣西ク リニツク	大垣市松町七九七番地	同
藤井記念 ツク	多治見市笠原町一九六六番地一	同
かねみつ 歯科	各務原市蘇原瑞穂町二丁目三五番地一	同
アピス薬局みずほ店	瑞穂市本田五五六 一 一	同
V・drug 捨薬局	大垣市築捨町二丁目九四番地	同
ファースト調剤薬局 大垣西店	大垣市松町七九六番地一	同
コスモス調剤薬局 南店	羽島郡岐南町下印食二丁目四五	同
ユニファーマシーほん まち薬局	下呂市萩原町萩原一三五 一 一	同

岐阜県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称
 訪問看護事業者の所在地
 ショーン等の名称
 ショーン等の名称
 訪問看護ステーション等の所在地
 指 定 年 月 日

医療法人社団 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇七 訪問看護ステーション SKC 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇七 令和元・一

株式会社メディカルビルド 愛知県名古屋市中区錦一―一―二 訪問看護の青松 美濃加茂市加茂野町加茂野八二―番 同

岐阜県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
安 江 医 院	加茂郡白川町黒川一八五二―一	令和元・九・三〇
オリブクリニク	多治見市音羽町四七二 YUK I NEO音羽ビル四 A	同
かねみつ 歯科	各務原市蘇原瑞穂町二丁目三五番 地一	同
アピス薬局みずほ店	瑞穂市本田五五六 一 一	同
ユニファーマシーほんまち薬局	下呂市萩原町萩原二三五二 一 一	同

岐阜県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
ワイワイデンタルクリニク下呂	下呂市森二七三	平成二九・一〇・一

岐阜県告示第三百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 ショーン等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 指定期日

株式会社 ウィ 新 大垣市木戸町 二二三番地一 訪問看護ステーション ウイズ 新 大垣市木戸町 二二三番地一 令和元・九・一〇

ズ 旧 大垣市竹島町 七七番地 ショーン 旧 大垣市竹島町 七七番地

岐阜県告示第三百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称 居宅介護事業所の所在地 指定期日

株式会社フェリックス 可児市広見五 八六 訪問介護 訪問介護事業所 ゆら 可児市広見三三五九 令和元・一〇・一

土岐市 土岐市土岐津町土岐口 七〇三二四 短期入所 療養介護 ぎ 土岐市老人保健施設やすら 土岐市土岐津町土岐口 七〇三二四 令和元・八・一

岐阜県告示第三百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

氏名 施設所等の名称 施設所の所在地又は施術者の住所 指定期日

永澤 洋明 あきさん接骨院/鍼灸マツサイジ院 土岐市土岐津町高山八五一 一 令和元・一〇・一

小川 雅道 鷹展事業所 iROW清須ステーション 羽島郡笠松町門間一〇三九 令和元・一〇・三

岐阜県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
一般国道	百五十七号	同	市同	一六番	一地	先	字	同	八・八	二四・五	一六四・四	一六四・四	
本巣市根尾長島字尾ヶ平		五五四番一地从先		同		同		四〇・〇		五・八		一六四・四	

岐阜県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
県道	養老線	同	市同	一六番	一地	先	字	同	二七・七	三三・三	一・五	一・五	
同		同		同		同		二二・二		二五・三		二・五	

岐阜県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
県道	平安田八線	同	市同	一七番	一地	先	字	同	一三・三	一四・六	二二・二	二二・二	
同		同		同		同		一〇・四		一四・六		二二・二	

岐阜県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
県道	成田戸線	同	市同	一六番	一地	先	字	同	一三・三	一四・七	二二・四	二二・四	
同		同		同		同		一〇・四		一一・四		二二・四	

岐阜県告示第三百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	青 野 原 線	不破郡垂井町表佐字土夫二八六四番八地先から同 郡 同 町 同 字 津 丸 二六五二番地先まで	後	一〇・〇 一七・三	六七三・〇	
			前	八・六 一五・九	六七三・〇	

岐阜県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	青 野 原 線	不破郡垂井町表佐字土夫二八六四番八地先から同 郡 同 町 同 字 津 丸 二六五二番地先まで	後	一〇・〇 一七・三	六七三・〇	
			前	八・六 一五・九	六七三・〇	

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	瀨 門 和 佐 戸 線	下呂市火打字境平一三三七番一地从先から同 市 同 字 同 一 三 三 六番二地先まで	後	二五・二 三三・八	一三五・七	
			前	四・〇 二四・〇	一三五・七	

岐阜県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の年月日ほか）
県道	岐 阜 関 ヶ 原 線	本巣市宗慶字大塚前四四九番一地从先から同 市 軽 海 字 皆 前 一 三 三 五 番 一 地 先 まで	七五・〇	令和 元二・二六	平成 二・八二七

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 購入物品及び数量 岐阜県庁舎等で使用する電気(予定数量) 9,608.440kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和元年8月30日

4 落札者を決定した日 令和元年10月10日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲

6 落札金額 164,995,536円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県総務部管財課

(2) 所在地 岐阜市飯田南二丁目1番1号

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量(数値地形図作成)

三 作業期間

令和元年十月二十四日から

令和元年十一月十六日まで

四 作業地域

郡上市

○市街地再開発組合の定款変更認可

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 市街地再開発組合の名称

多治見駅南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年二月二十七日から

令和四年十二月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

多治見市栄町一丁目六番地一

五 設立認可の年月日

平成三十年二月十六日

六 変更の内容

参加組合員及び参加組合員に与えられることとなる保留床等の部分の概要(定款において表示するとおり)

七 変更認可の年月日

令和元年十一月十三日

○開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>公共施設の種別</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第三二号の二四 平成三一・一・九 同岐西建築第一三五号の五 令和元・八・一</p>	<p>羽島市福寿町本郷字昭和一七三三番から一七三七番まで</p>	<p>道路</p>	<p>開発登録簿による</p>	<p>大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 哲 彦</p>
<p>同岐西建築第一二四号の一 令和元・八・三〇 同岐西建築第一三五号の一七 同 元・一〇・三三</p>	<p>瑞穂市穂積字野口二四五番一、二四四番三、二四四番四及び二四八番</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>瑞穂市穂積一三三番地 松 野 良 範</p>
<p>同中建築第六三号の六 平成三〇・二・一六 同中建築第六六号の四 同三一・三・一一 同中建築第七六号の二 令和元・七・三〇</p>	<p>美濃加茂市加茂野町今泉字石帰一一三四番から一一三六番まで及び一一三八番から一一四一番まで</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>美濃加茂市加茂野町鷹之巣字四ツ田一九一一番一 株式会社フクシマ化学 代表取締役 福 島 康 貴</p>

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 凍結防止剤(塩化ナトリウム) 計1,366,500kg
 - (1) 岐阜県郡上土木事務所において調達するもの 1,240,000kg
 - (2) 郡上市役所において調達するもの 126,500kg
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和元年9月26日
- 4 落札者を決定した日 令和元年11月5日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市玉井町5番地

株式会社ケミック

取締役社長 林 正啓

6 落札金額 1kg当たり37,84円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 岐阜県郡上土木事務所との契約手続に関する事。

ア 部局の名称 岐阜県郡上土木事務所総務課管理調整係

イ 所 在 地 郡上市八幡町初音1727番地2

(2) 郡上市との契約手続に関する事。

ア 部局の名称 郡上市役所総務部契約管財課

イ 所 在 地 郡上市八幡町島谷228

正 誤

(原稿誤り)

令和元年九月二十日第四十号 岐阜県マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(岐阜県規則第五十二号)二四二頁下段前和二行目中心「防火設備」は、「の防火設備」の誤り。

令和元年十一月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社